

第3回青森県日本語教育推進会議

次 第

日時 令和5年3月16日（木）15：00～

場所 青森県観光物産館アスパム 9階「南部」

1 開 会（司会：誘客交流課 長谷川GM）

2 あいさつ（誘客交流課 松尾課長）

3 議 事

青森県日本語教育の推進に関する基本方針の策定・公表について

4 質問・意見交換等

5 閉 会

第3回青森県日本語教育推進会議 出席者名簿

	役 名	氏 名	役 職 等
1	委員長 (座長)	石塚 ゆかり	青森大学総合経営学部 准教授
2	委 員	田 中 真寿美	青森中央学院大学経営法学部 准教授
3	委 員	馬 場 亜紀子	特定非営利活動法人みちのく国際日本語教育センター 理事長
4	委 員	古 川 崇	あおもり日本語学園 理事長
5	委 員	奥 崎 一 志	日本人材協同組合 事務局長
6	委 員	三 上 晃 瑠	中泊町総合戦略課 課長
7	委 員	高 橋 英 樹	青森県教育庁学校教育課 課長
	(代理出席)	淋 代 秀 樹	青森県教育庁学校教育課 指導主事
8	委 員	松 尾 英 輔	青森県観光国際戦略局 誘客交流課長
9	委 員	藤 本 徹	公益社団法人青森県観光国際交流機構 国際交流グループ グループマネージャー
10	オバザーバー	山 田 敏 雄	一般社団法人中泊町文化観光交流協会 事務局長
11	事務局	長谷川 光 昭	青森県観光国際戦略局誘客交流課 副参事 (GM)
12	事務局	葛 西 曜 史	青森県観光国際戦略局誘客交流課 主幹
13	事務局	王 文 文	公益社団法人青森県観光国際交流機構 主事
14	事務局	三 上 牧 子	公益社団法人青森県観光国際交流機構 日本語教育担当

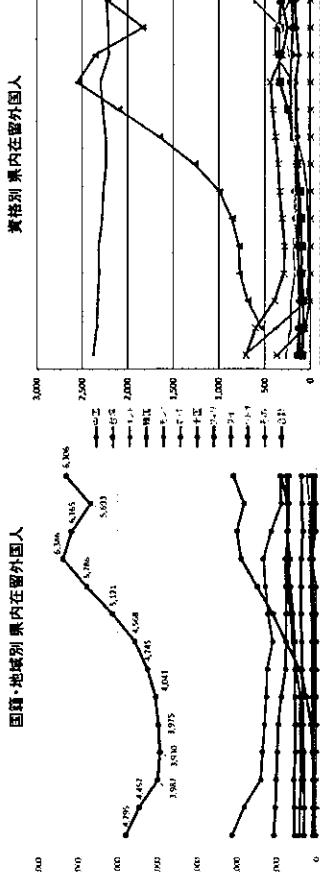
「青森県日本語教育の推進に関する基本方針」の概要について

青森県日本語教育の推進に関する基本方針

頭腦・理想

第1章 日本語教育推進の基本的項目

1 混合内在性外因人の特徴



令和4年（2022年）6月末時点の全国の在留外国人数は2,961,969人（対前年末比7.3%増、全国総人口に占める外国人割合2.3%）。そのうち、青森県内の在留外国人数は6,306人（対全国比0.2%）（対前年末比10.8%増、県外人人口に占める外国人割合0.5%）。青森県の国籍別では、ベトナム人が約4,000人で、中国、フィリピンが約200人ずつ増加している。在留資格別では、持続的雇用型が約4,000人で、短期滞在者が約200人である。

日本古文書等に向けた串論理学

令和4年度、県内の日本語教育の実施状況や関係者が抱える課題等を把握するため実態調査を実施した。

日本語教育の取組への関心・機運の低迷、教育人材の確保が困難、連携・発信力不足

日本語教育活動に關する認識不足、県及び関係団体との連携不足、運営体制の高齢化・人材不足

コロナによる学習者との減少、学習方法の変化(オンライン)への依存、ボランティア(無償)への対応、

日本語の習着力による支援が不足する事業者には、外人労働者

子書意欲は高いが学習が出来ない（時間不足、情報収不足、勉強力不足）

第1章 日本語教育推進の基本的項目

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 基本方針の趣旨 | ・日本語教育の推進は、外国人と県民がともに暮らす環境整備、地域理解等の面で重要な
・基本方針を策定し、日本語教育を推進することで、共生社会の実現と交流を促進 |
| 2 | 基本方針の位置づけ | ・日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）の第11条に規定する「日本語教育の推進
に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」として策定 |
| 3 | 基本方針の期間 | ・令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間 |
| 4 | 基本目標、目指する | |

第2章 日本語教育推進の内容に関する議題

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要な項目

- 1 推進体制
　　1. 基本方針は、字面経験者等の意見を聽き、関係部局と連携して、日本語教育の施策を推進する。
　　2. 基本方針の見直し

青森県日本語教育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 地域の外国人等の日本語学習機会の確保や内容の充実を目指し、取り組むべき施策を総合的に推進するため、青森県日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所 掌)

第2条 推進会議、次の事項を審議する。

- (1) 青森県日本語教育の推進に係る基本的な方針に関すること
- (2) その他日本語教育推進に係る必要な事項に関すること

(委 員)

第3条 推進会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 日本語教育の推進に関わる活動を行っている者
- 三 外国人労働者等を受け入れている企業または監理団体の職員
- 四 関係行政機関の職員
- 五 地域国際交流協会の職員

3 委員の任期は、令和4年6月13日から令和5年3月31日までとする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議を代表する。

(会 議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議の議長は、委員長が務める。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指示する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務は、観光国際戦略局誘客交流課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。